自明性二重特許(ODP)と ターミナルディスクレーマー(TD)



出願審査において自明性二重特許(ODP)の拒絶を受けた場合、ターミナル ディスクレーマー(TD)によって特許満了期間の部分を放棄することで ODP拒絶を容易に解消できる。訴訟においてODPで無効を主張された場合 もTDで対応は可能なのか? 訴訟において同一人所有のファミリー特許に対 してODPを適用する際の基準日は有効期限延長(PTA)が加算された日なの か? さらにはTDによってPTAは影響を受けるのか? これら疑問に関し てCAFCが言及した。

弁理士法人ユニアス国際特許事務所

米国NY州弁護士 矢部 達雄

[1] ODPとTDの歴史的背景

同一出願人による第1出願のクレームと第2出願のク レームが実質的に同じ権利範囲(互いに自明)である場合に、 第2出願のクレームが第1出願のクレームによって自明であ るという理由で自明性型の二重特許 (ODP: Obviousness Type Double Patenting) の拒絶を受けることがある。と ころが、ODPによる拒絶の根拠は米国特許法にはない。こ れは司法によって作られたもので、最も重要な目的は実質的 に同一の発明の排他権を不当に延長することの防止である。

そもそもの発端は米国特許制度に起因する。すなわち 1790年に特許法が成立してから1995年までの間に特許権の 存続期間が2度変更されたが、いずれも起算日は特許証発行 日からであった。例えば親出願Aが権利化されて3年後に継 続出願B (クレームは親出願Aと同等) が権利化されると、 特許Aの権利存続期間を特許Bによって実質3年間延ばせる ことになる。もちろん親出願Aと継続出願Bは同じ優先日な ので、米国特許法の条文の下には互いに引例にはならない。 こうした事態を避けるため、司法によりODPという拒絶理 由(訴訟では無効理由)を創設したのである 1)。さらに ODP拒絶を回避するためにターミナルディスクレーマー (TD) を提出し、後に権利が満了する特許Bの権利期間を先 に権利が満了する特許Aの満了期限に合わせるという手法が 条文²⁾ として成立した。ただし、TDでODPを解消した場合、 TDを提出した特許(特許B)は、ODPの拒絶の根拠となっ た特許(特許A)と同一人が権利者である期間でしか権利行 使できないという制約が課された³⁾。

1994年、米国はURAA (Uruguay Round Agreement Act: ウルグアイ・ラウンド協定法)に調印し、諸外国の特許制度 との重要な調和の一歩として1995年に改正法を成立させ、

同年6月8日以降の米国出願の権利存続期間を出願日から 20年に変更した。この改正法の下に権利化された米国特許 を本稿ではURAA特許、改正法以前の特許をPre-URAA特 許と称す。この法改正によって同日出願のファミリー特許 (URAA特許) に対する権利満了日は同日となった。

しかし、1999年に権利期間を調整する法案が可決され4)、 特許庁の審査の遅れに起因する日数を出願から20年の特許 満了日に追加できることになった。いわゆるPTA (Patent Term Adjustment) である。これにより、同じ優先日を持つ ファミリー特許の間においてもPTAの長短で権利満了日が 異なるという事態が発生することになった。

なお、出願実務においては、同一出願人の特許出願同士、 あるいは出願と特許との間で実質的に同じ権利範囲のクレー ムがあれば、互いの権利満了期間に関係なく(もちろん審査 官には不明)、ODPの拒絶を受けることがある。しかしなが ら、訴訟においては、同一人所有の複数の特許で権利行使が された場合に、それら特許が互いに同等の権利範囲を規定し ていたとしても、同日に権利期間が満了するのであれば ODPの対象とはならない。それら特許の満了日が同じであ れば、ODPを解消するためのTDによる制約([i]同一人 所有でないと権利行使不可+[ii] 同日に期限満了) を既に 満たしているからである。

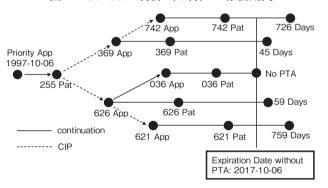
2023年以降になってCAFCがODPに対する過去の判例を整 理するとともに新しい法理論を創出してきているので、これ ら判決の要点を理解することは実務者にとって重要と考える。

[2] In re Cellect (Fed. Cir. 2023-08-27)⁵⁾

本事案はODPの適用を判断する基準日に関して判示する とともに、ODP拒絶を解消するために提出するTDの特許権 存続期間延長(PTAまたはPTEによる延長)に対する影響 に関して明示した判決である。 当事者 (Cellect社と特許庁) 以外にもAmicus Curiae Brief (裁判所の友としての助言) が6通提出されたことからも重要性がうかがえる。なお、 PTEとは政府食品医薬品局の認可手続きに起因する権利行 使可能な期間の喪失を回復するための期限延長である。

同一人所有で同じ優先日を持つ出願から5件のURAA特 許が成立し、そのうち4件の特許にはそれぞれ異なるPTA が付与された。ただし、出願審査中にはODPの拒絶はされ なかった。各権利の関係は以下の図のとおりである。





Cellectは上記5件の特許に基づいてSamsungを相手に特 許侵害裁判を提起した。その時点で上記特許の権利有効期間 は満了していたが、損害賠償請求が遡及可能な6年(特許法 286条)を超えていなかったので侵害裁判は成立している。 Samsungは問題となるCellectのクレームに対してそれぞれ 再審査を請求した。

図2 TDの対象となった特許とクレームとの関係

Patent	Claims	ODP Reference Patent
'742	22, 42 , 58, and 66	'369
'369	1, 17, 19, 21, 22, 27, 49 , 55, and 61	'036
'626	1, 5, 11, 33, 34, 58, and 64	'369
'621	25, 26, 27, 28, 29, and 33	'626

図2に示すように、626特許のクレームは369特許のクレー ムに対してODP拒絶とされた。実にPTAの差は14日である (59 Days - 45 Days)。言い換えると、626特許は369特許と 実質的に同一の発明による権利をわずか2週間であるが不当 に延長したという法解釈が成立している。

再審査の結果、問題となるCellectのクレームは、それぞ れ対応するODPの基礎となる特許(ODP reference patent) のクレームに対して自明であると判断された。すなわち問題 となったCellectの特許クレームはODPであるとし拒絶さ れた。

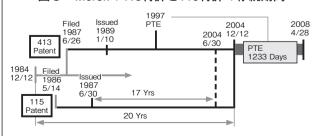
本判決では、ファミリー特許(同一出願日)において ODPを検討するにあたり、PTAを考慮しなければ同日に権 利満了になるのでODPは成立しないということが前提と なっている。実質的に同一の権利範囲であったことには Cellectも反論しなかったため、ODPを判断する基準日が主 たる争点となった。すなわちPTAを考慮に入れなければ5 件の特許満了日は同日なのでODPの適用はない。

CellectはPTAもPTEも共に行政の対応の遅れに起因する 特許有効期限の延長であり、ODPを判断する際にはNovartis 判決 (Fed. Cir. 2018) に準じ期限延長される前の満了日を基 準とすべきであると主張した。CAFCは、PTAは特許法154条、 PTEは156条に規定され、154条(b)(2)(B)にはPTAはTD の影響を受けることが言及されているが、156条にはPTEが TDの影響を受けることは一切言及されていないという理由で Cellectの主張を退けた。さらにCAFCはMerck判決(以下) を引用しTDがPTEに影響しないという結論の先例とした。

Merck判決(Fed. Cir. 2007)6):

Merckは2件のPre-URAA特許(US4,797,413、US4,677,115) を有し、413特許の出願審査の過程で115特許を基にODB拒 絶を受けTDで拒絶を解消した。413特許の権利存続期間は、 特許発行から17年または出願から20年の長いほうを選択でき るので、権利満了日は2004年12月12日となった。

図3 Merckの413特許と115特許の存続期間



ゆえに後願の権利満了日も同日となった。さらに1997年 にMerckのハッチ・ワックスマン法(1984年)に基づく 申請が認められ、特許法156条で規定するPTE(1233日)

が付与された。MerckはHi-Techに対して413特許を基に 特許侵害裁判を起こした。

Hi-TechはMerckの413特許はTDにより権利化されてい るのでPTEで加算される1233日を喪失すると主張した が、地裁およびCAFC共に特許法156条(a)項に基づき PTEはTDによって無効とはならないと判示した。その理 由は156条(PTEに対する条文)にはTDされた特許に関 して一切言及していないが、154条(b)(2)(B)では、 TDされた特許に対しては特許庁の手続き遅れによるPTA を加算することを禁止しているからである。

前述したように、訴訟を開始した時点で基礎となる036特 許の有効期限は満了していたのでODPによる無効理由に対 してTDを提出できなかった(35 U.S.C. 253/ Rule 1.321)。 したがって、本控訴審はCellectの敗訴に終わった。

*** (小括) ***

本判決においてCAFCはODPを適用するか否かの判断の 基準日はPTAが付与された満了日であると判示した。よって、 TDによりODPを解消した場合にはPTAの延長日数を削減す ることになる。しかし、TDによってPTEが減ることはない。 同日出願により派生する特許の有効期間の差がわずか2週間 でも不当に延長したと理解されODP適用の対象となる。

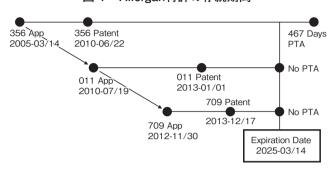
なお、TDは基礎特許が満了する前でないと提出できない。 さらに、再審査を請求する際にODPも実質的に特許性に対 する疑義 (Substantial New Question of Patentability) に 該当することが確認された。

[3] Allergan v. MSN & SUN (Fed. Cir. 2024-08-13)⁷⁰

本事案は上記のIn re Cellectに続くODPに関する重要な 判決である。Cellect判決と同じ3人の裁判官によって判示 された。

Cellect判決においてODPを判断する際の基準日はPTAが 付与された特許満了日であると判示されたが、本件でも優先 日を同じとするファミリー特許(親特許と後の継続出願で派 生する子特許)におけるODPが争点となった。本事案では、 先に出願され、先に権利化された親特許(356特許)の権利 期間がPTAによって、子特許(011特許・709特許)よりも 長くなっていた。このような場合に子特許をODPの基礎特 許として親特許がODP拒絶を受けるか否かが争点となった。

Allergan特許の存続期間



上記争点に対する判決をひと言で述べると「NO」であっ た。すなわち優先日を同じとするファミリー特許において、 先に出願され、先に権利化された親特許の権利期間がPTA によって子特許よりも長くなったとしても、子特許をODP の基礎特許として親特許はODP拒絶を受けない。同判決に 至った理由として、CAFCはODPの極めて重要な目的 ("crucial purpose of the ODP") は、発明者が後に期限満 了となるであろう2番目の特許によって最初に出願された特 許と実質的に同じ権利を取得することを防ぐことにあると述 べた。本判決は過去のCAFCのODPに係る判決の先例を適 用したものではなく、ODPの適用に対する新たな法理論が 創出されたと理解される。

*** (小括) ***

Cellect判決によると、PTAが付与されているファミリー 特許(重要発明に対し親出願から複数の継続出願)において ODPを理由に権利が無効になる可能性が高くなる。しかし Allergan判決によって、親出願で生じる親特許は第2特許(継 続出願から派生する特許) により存続期間が長くなったとし ても第2特許によってODPとはならない。したがって、実 務においては、ODPによる弊害を避けるためには、親出願 では最も広い包括的なクレーム(上位概念)の権利化に時間 をかけて対応し、継続出願では比較的速やかに権利化できそ うな詳細な下位概念に相当するクレームとすることによって Allergan判決の新たな法理論を適用できそうである。

Cellectは最高裁に上告していたが、2024年10月7日に不 受理となった。ゆえに、Cellect判決は確定判決となり、同 判決と同じ裁判官で判示された本Allergan判決も覆ることは ないだろう。

[4] Sipco v. Jasco (Fed. Cir. 2024-05-29) 8)

本事案は特許権者SipcoのTDの単純な誤記により権利行 使不能とされたケースである。そもそも出願審査の段階で、 審査官がODPの基礎特許として本来US6.430.268と記載す るところを267と記載していた。出願人はその間違った特許 番号267を記しTDを提出した。Sipcoは権利行使の後、当該 TDは明らかな間違いで無効であると主張したが、被告Jasco の訴え却下の申立てが認められた。すなわち267特許の権利 者はSipcoとは縁もゆかりもない別会社(Nokia)なので、 TDによる「同一人所有という制約」を満たさないという理 由で権利行使不能となった。

なお、CAFCは本判決に至る先例としてIn re Dinsmore (Fed. Cir. 2014)を引用した。特許権者Dinsmoreは再発行出願によっ て出願審査中に提出したTDを不注意によるものだったという 理由で訂正しようと試みたがCAFCは認めなかった。CAFCは TDを提出する際に要求される陳述、「TDされた特許はTDの 基礎となった特許と同一人所有の期間においてのみ権利行使 可能である」は公衆に対する明白な約束であると述べた。

Dinsmore判決および他の関連するCAFC判決によって MPEP1490が以下のように改訂された (MPEP1490 VIII. B.が追記された)。

特許証が発行された後は、訂正証明書(255条)、再発行(251 条)、再審査 (305条)、IPR (316条)、PGR (326条) のい ずれによっても経過書類に記録されたTDの効力を無効にす ることはできない。

なお、特許証が発行される前であれば規則1.182に基づき TDの撤回(訂正)を申請することで訂正可能である。または、 継続出願をする(問題となる出願を放棄する)ことでTDを 撤回し訂正することも可能である。しかしRCE (Request for Continued Examination) をするだけではTDを撤回する ことはできない。

*** (小括) ***

実務で関連出願がある場合に自明性型のODPの拒絶を受 けることはしばしばある。拒絶理由通知にもTDをすること で拒絶を回避できると明記される。しかし多くの場合、自明 性型のODP拒絶はProvisional(予備的)であると記載され ており、TDの対象となるクレームを減縮補正する可能性は 十分にある。したがって、安易にTDで対応する必要はない。

むしろ、出願が権利化される前に真にTDが必要か否かを検 討し、TDの対象となる特許クレームとの差異が明瞭であれ ば、意見書で反論することが望ましい。さらにTDが真に必 要な場合には、本判決に鑑み対象となる特許あるいは特許出 願をしっかりと確認することが重要である。

[5] USPTO's Proposed Rule Change in TD Practice 9)

2024年5月10日、特許庁はTDに関する規則の改訂案を公 表した。同改訂案によると、本願(あるいは本特許)におい てODP拒絶を回避すべくTDで対応する場合には以下のよう な合意文書 (agreement) を記載しなければならない。

「TDの根拠となる米国出願(あるいは米国特許)のいずれ かのクレームが最終的に新規性なし、あるいは自明であると いう理由で拒絶(あるいは無効)と判断された場合には本願 より成立する特許(あるいは本件特許) は権利行使できない

特許庁によるとクレームが互いに自明となる複数の特許 の存在自体が企業間の競争に対する弊害となっており、競合 者がそれぞれの特許を回避する策を講じる必要があるため、 技術革新を助長するにはTDをする際に権利行使に対する制 約を設けることが望ましいということだ。

しかし特許のクレームはそれぞれ個別の権利であり、ある 一部のTD対象特許クレームの無効によって他の特許クレー ム全体が無効になるという思想は、米国特許法の根本を否定 することになる。したがって、連邦議会の承認なくしてこの ような改訂規則を通すのはありえないことであり、特許庁の 権限を大きく逸脱していると考える。

[6] まとめ

以上のようにODPはそもそも1995年までの米国特許の制 度、すなわち特許権存続期間を特許証発行の日を基準として いたことに起因する。1995年の改正法によって優先日から20 年に変更となったので、同じ優先日を持つファミリー特許の 間ではODPは実質的に消滅すると思われた。しかし1999年の 改正法で設けられたPTAによって当該ファミリー特許の間に おいても特許満了日が異なり得るようになったため、ODPが 復活した。出願審査段階であればTDを提出することでODP は解消され、訴訟においても基礎となる特許の有効期間内で あればTDによって解消可能となる。

ただし、TDでODPを解消する場合にPTAを大きく喪失

することになりかねない。したがって、特許権存続期間の終 蓋部が重要になる技術分野の特許においては、クレームが耳 いに自明ではないという反論、あるいはODPの対象となる クレームをキャンセルするなどして対応することが望まし い。もちろん出願審査の段階ではODPの対象となるクレー ムを減縮補正することで対応可能である。そもそも審査官の 限定要求により分割出願をした場合にはODP拒絶を受ける ことはないので¹⁰⁾、出願時に複数の独立クレームを立てて



審査官に限定要求を促すのも一手法であろう。

さらに、In re Cellectの上告が不受理となり確定判決と なったのでAllergan判決で出された新たな法理論も支持され ることになるであろう。

- 1) In re Hubbell, 709 F.3d 1140, 1145 (Fed. Cir. 2013)
- 2) 35 U.S.C. 253
- 3) Rule 1.321 (37 CFR 1.321)
- 4) Patent Term Guarantee Act of 1999 [35 USC 154(b) (A)-(B)]
- 5) In re Cellect, LLC, 81 F.4th 1216 (Fed. Cir. 2023-08-27)
- 6) Merck Co. v. Hi-Tech Pharma., 487 F.3d 1317 (Fed. Cir. 2007)
- 7) Allergan v. MSN Lab. & SUN (Fed. Cir. 2024-08-13)
- 8) Sipco LLC v. Jasco Products Company (Fed. Cir. 2024-05-29)
- 9) https://public-inspection.federalregister.gov/2024-10166.pdf
- 10) 35 USC 121 / MPEP 804 II

やべ たつお

米国NY州弁護士、Patent Agent試験合格、ジョージワシント ンロースクール修士、オハイオ州立アクロン大学卒業・同大学 工学修士、Tao Beta Pi(全米工学優等生協会)会員、神戸大 学法学部卒業、弁理士事務所で約20年欧米特許関係実務、約 10年間米国のStudebaker Brackett知財法律事務所に勤務し、 2022年より現職。



特許明細書の書き方 改訂10版

弁理士法人ITOH 編 A 5判 全 512 頁 定価 4950 円

本書の改訂9版までは経済産業調査会が発行していましたが、今回の改訂 10 版からは発明推進協会の発行となります。改訂 10 版では、近年増加して いる AI 関連発明の明細書や請求項の記載方法について、また、生物関連発明 の明細書や請求項の記載方法について内容を追加すると同時に、裁判例の紹介 についても全般的な見直しを行い、更なる内容の充実を図っています。

申込先:一般社団法人 発明推進協会 知的財産情報サービスグループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス TEL: 03-3502-5492 / FAX: 03-5512-7567 ※ 発明推進協会ホームページからもご注文いただけます。 https://www.jiii.or.jp